

## 山形県少年補導員運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、少年の健全な育成のための活動を行う少年補導員（以下「補導員」という。）の委嘱及び運用について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要綱において使用する用語は、山形県少年警察活動要綱（平成20年2月本部訓令第6号）において使用する用語の例による。

### 第3 委嘱

- 1 補導員は、警察署長（以下「署長」という。）の推薦に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する。
- 2 署長は、警察署の管轄区域内に居住し、少年非行の防止について熱意及び適格性を有し、かつ、社会的信望を有する者で、新任の場合にあっては65歳未満の者を、少年補導員推薦書（別記様式第1号）により、生活安全部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）を経由して本部長に推薦するものとする。ただし、新任の者を推薦する場合において、65歳未満の者を推薦することが困難なときはこの限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により、新任の者を推薦する場合において、65歳以上の者を推薦しようとするときは、あらかじめ人身安全少年課長と協議するものとする。
- 4 選出に当たっては、あらかじめ学校、関係機関・団体その他地域における既存団体代表者等の意見を聴くなどの方法により適任者を選出し、一定地域の居住者に偏しないよう配慮するものとする。
- 5 補導員の委嘱は、署長が少年補導員証（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

### 第4 任期及び委嘱数

- 1 補導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の補導員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 補導員は、再任することができる。
- 3 各警察署の補導員の委嘱数は、別表第1に定めるとおりとする。

### 第5 解嘱

- 1 本部長は、補導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その任期中にかかわらず、解嘱することができる。
  - (1) 長期の療養を要する疾病等により、補導員としての活動ができなくなったとき。
  - (2) 法令に触れる行為又は社会道徳上、補導員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 署長は、補導員に前項各号に掲げる事由が生じたことを知ったときは、速やかに人身安全少年課長を経由して本部長に報告しなければならない。

## 第6 任務

補導員は、警察職員と連携し、次の活動を行う。

### 1 一斉非行防止活動

警察署で企画する少年非行防止の日等の一斉非行防止活動、少年サポートセンターの活動等に年4回以上参加する。

### 2 日常活動

- (1) 非行少年等（山形県少年警察活動要綱第2条第6号から第10号までに定めるものをいう。以下同じ。）の発見補導
- (2) 少年の規範意識の向上等に資する活動
- (3) 有害環境の浄化に資する活動
- (4) 警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力
- (5) 子供の安全安心に資する活動

## 第7 心構え

補導員は、警察から特別な権限を付与されたものでないことを踏まえ、平素から次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 少年の健全な育成を図ること。
- (2) 少年に対する愛情を旨とすること。
- (3) 適切な補導技術を身につけること。
- (4) 警察職員、教諭、PTA役員その他地域住民と十分協力すること。
- (5) 少年及び保護者との人間関係の醸成に努めること。
- (6) 少年の長所及び美点の発見に努め、少年の自主自立の精神を伸張させ、社会生活に適合できるように導き援助すること。
- (7) 関係者の権利及び自由を侵害しないこと。
- (8) 活動を通じて知り得た秘密を漏らさないこと。

## 第8 少年補導員証

- 1 補導員は、活動に従事するときは、少年補導員証を携帯し、少年や関係者からの要求があればこれを提示するものとする。
- 2 補導員は、退任し、又は解嘱されたときは、少年補導員証を返納しなければならない。

## 第9 活動要領

### 1 非行少年等の発見補導

- (1) 補導員は、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年又は不良行為少年を発見した場合、警察職員と連携の上、適切な注意助言を行うものとする。
- (2) 補導員は、発見補導活動に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - ア 注意助言を行う場合、少年を衆目にさらすことのない場所を選

定すること。

イ 言葉遣い及び態度に十分注意し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

ウ 身体検査及び所持品検査を行わないこと。

エ 受傷事故防止その他の被害防止に十分配慮し、自ら補導にあたるのが適切でないとき又は危険が予想されるときは、速やかに現場を離れ、警察職員に連絡すること。

(3) 補導員は、被害少年、要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに警察職員に連絡するものとする。

## 2 少年の規範意識の向上等に資する活動

補導員は、警察職員と連携し、少年の地域における居場所づくり及び社会参加の機会づくりに努めるものとする。

## 3 有害環境の浄化に資する活動

補導員は、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品及びサービスを提供する営業等の少年をめぐる有害環境を把握した場合、警察職員に連絡するものとする。

## 4 警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

(1) 補導員は、少年の非行及び不良行為の防止、少年をめぐる有害な環境の浄化並びに少年の犯罪等による被害の防止等について、地域住民に対する広報啓発活動を行うものとする。

(2) 補導員は、社会奉仕体験活動等を警察職員と協働して行う場合は、特に対象少年の個人情報の取扱いに十分配慮し、警察職員との連携による適切な役割分担の下に活動を行うものとする。

## 5 子供の安全安心に資する活動

補導員は、関係機関、ボランティア等と連携し、通学路における子供の見守り活動及び点検活動を行うものとする。

## 第10 少年補導員連絡会

1 補導員相互の連携と補導に関する知識技能の向上を図るため、警察署単位に少年補導員連絡会を組織する。

2 少年補導員連絡会は、警察署管内の補導員をもって構成する。

3 少年補導員連絡会に関する事項は、各少年補導員連絡会で別に定める。

## 第11 備付簿冊

人身安全少年課長及び署長は、少年補導員名簿（別記様式第3号）及び少年補導員カード（別記様式第4号）を備え付け、補導員の委嘱等の状況を明らかにするものとする。

## 第12 その他

補導員は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員を兼嘱することができるものとする。

## 別表第1

## 少年補導員警察署別委嘱数

警察署	委嘱数	うち 少年指導委員兼嘱
山形	75	3
上山	18	1
天童	29	1
寒河江	33	1
村山	33	1
尾花沢	13	1
新庄	41	2
庄内	12	1
酒田	50	2
鶴岡	58	2
長井	27	1
小国	10	1
南陽	28	1
米沢	48	2
計	475	20

